

事業仕分け第二弾に向けて

昨年 11 月に行われた事業仕分けについては、その功罪がさまざまに指摘されているが、今後も同様の作業が行われるとすれば、仕分け作業をより一層活用し、その成果を活かすための取り組みも必要となる。そこで、仕分け作業への参加者の一人として、その意義と作業を今後を活かすための課題について考えてみたい。

1. ゲームのルールが変わった

民主党の政策運営の目玉は政治主導であるが、事業仕分けはその典型的な例であろう。とりわけ、事業仕分けにおいて政治主導が実現できたこと背景には、ゲームのルールが変わったことがある。役所側に案件の審議についての説明責任が移ったということである。これまでの審議会や国会審議などでは、役所側は委員の質問などに対して納得のいく答えを返すことは稀であり、自らに都合の悪いことは隠しつつ、案件を通すことができた。それが通用したのは、審議時間が限られていたからであり、自らの案件の後ろにはサポーター役の与党議員が控えていたからである。しかし、今回の事業仕分けでは、役所の説明に委員が納得しなければ、委員は案件を認めない。また、サポーター役の与党議員はもはや居らず、根回しもできなかった。

こうしたゲームのルールの変更がなければ、案件にメスを入れることはできなかった。これまで遅々として進まなかった規制改革などにも、同様の手法がとられれば、大きな進展がみられるのではないだろうか。

ただし、今後、ここで問題になる可能性があるのは、次回の事業仕分けからは、民主党政権下で作られる予算、あるいは案件が、審議の対象になることである。与党議員が委員になれば、利益相反が起きかねないことである。

2. 国、地方、民間の役割の問い直し

前回の仕分け作業では、どれだけの予算が削られたかに焦点が当たった感がある。しかし、事業仕分けの目的はそれだけではない。国の事業を国、地方、民間の仕事に仕分けしていくことも作業の目的である。前回の仕分け作業でも予算の削減ではなく、地方、あるいは民間に任せるべき仕事として分類されたものも多かった。したがって、前回の仕分け作業が生かされるためには、予算の削減だけでなく、作業結果を地方分権や規制改革(行政改革)につなげていく必要がある。

そもそも役所が作った予算の中には、地方に金がないから、あるいは交付金を渡しても必要な施策が自治体で行われないから、中央省庁が施策を実施するというものが多かった。こうした案件を本来は地方が行うべきものと仕分けすることが正しいが、それでは事態は改善しない。同時並行で地方分権の議論が進められなければ、仕分け作業は予算の改革につながらない。民主党政権の地方分権への真摯かつ精力的な取り組みが求められる。

3. 施策の練り直し作業が不可欠

同様のことは予算を削減する場合にもあてはまる。仕分けは予算を「削る」作業であるが、一方で、予算を「補う」ことはできない。国の仕事ではない、効果が見込めない、ムダであるとして削ることはできる。しかし、削った、あるいは削るべき施策に代わる、より効果的な施策や、予算の使い道を変える施策を提案することはできない。

予算計上されている案件の中には、現状の問題点や不備を改善するために新たな施策や補助金がつぎはぎされているケースが多い。抜本改革の必要性が認識されている場合であっても、場当たり的なつぎはぎ政策が続けられてきたのが実情ではないだろうか。こうした施策はその効果が疑わしいため削られることになるが、それで事態が改善、あるいは問題点が解決されるわけではない。農業の錯綜・重複し、受け手の利益にならないような補助金を「削減」しても、それで、農家を取り巻く状況が改善されるわけではない。

つぎはぎ施策を引き剥がしたうえで、現状を変えるための抜本的な施策を講じる必要があるが、仕分けの作業ではそこまでは求められていない。しかし、「削る」作業と並行して「補う」、あるいは「変える」作業が行われなければ、仕分け作業は「仕分けによって予算が削られて現場が困っている」「仕分けによって必要な取り組みができなくなった」という批判を浴びることになる。

「補う」「変える」作業を行うことこそが政治の役割である。民主党政権は、地方分権の推進と同様に、各省庁の所管分野で抱える問題点の克服に向けて、施策の作り直しを急がなければならない。

4. ムダな予算は繰り返し作られる

仕分け作業で、当年度のムダな予算を削減しても、予算策定の枠組みが大きく変わらない限り、次年度にまた同様の案件が形を変えて作られる可能性が高い。また、予算を削っても、予算を作り出す組織が変わらない限り、同じことの繰り返しになる恐れが強い。役所は、施策を実行するためにひとたび組織が作られると、その後は自動的に仕事が作られ、予算が作られ、それが消化される。これは役所の組織防衛上は当然のことであり、この流れを変えるためには、組織そのものにまで手をつけて行かなければならない。換言すれば、予算改革を実のあるものにし、その効果を大きくするためには、行政改革にまで踏み込む必要があるということである。独法や財団はもとより、特別会計や本省の組織・人員にまでさかのぼって、各組織の存在意義と必要性を問い直す作業が必要である。

また、行政改革に踏み込んでこそ、大きな予算削減効果も見込めるようになる。事業仕分けとは、そもそも短期的に効果を上げることが目的の作業ではなく、息の長い取り組みが求められる作業である。

5. 埋蔵金は現金とは限らない

事業仕分けなどによってあぶり出されるムダが、必ずしもそのまま埋蔵金にならないことには注意が必要である。基金や財団への出資金などは必ずしも換金が容易な形で存在するとは限らない。出資が現物や不動産などの形になっている場合には換金には時間がかかり、国有資産の管理の観点に立った取り組みが求められる。

以上のように、事業仕分けは改革の重要な1ステップではあるが、それで改革が完結するわけではない。次の改革につなげてこそ、その効果が十分に発揮されるものである。そして、削ったものを補う施策を打ち出すことが政治の役割である。

(2010.2.15)